

# 徳山保健センターを使用される皆さまへ

令和8年4月1日ご使用分から、徳山保健センターの施設使用料を改定します。  
ご理解の程よろしくお願ひいたします。

【改正内容】

基本使用料と冷暖房使用料を一本化します。  
使用時間を1時間ごとにします。

使用日	使用料	使用時間
～R8. 3. 31	・基本使用料 ・冷暖房使用料 ・設備等使用料	午前・午後・夜間の 3区分ごと



使用日	使用料	使用時間
R8. 4. 1～ (改正後)	・基本使用料 (冷暖房使用料含む) ・設備等使用料	1時間ごと  施設の使用料は1時間単位での使用が可能になります。 ※設備等使用料は、8時30分から13時まで、13時から17時まで、17時から22時までの <u>それぞれの時間帯</u> における使用ごとに1回として計算します。

## 改定後の基本使用料(冷暖房使用料含む)

使用区分	施設種別	1時間につき
1 営利(営業、宣伝その他の商行為をいう。以下同じ。)を目的とする場合	健診ホール	4,470円
	健康増進室1	1,180円
	健康増進室2	1,120円
	健康増進室3	1,210円
	調理実習室	1,180円
2 営利を目的としないが、入場料又はこれに類する料金を徴収する場合	健診ホール	3,210円
	健康増進室1	980円
	健康増進室2	930円
	健康増進室3	1,000円
	調理実習室	980円
3 その他の場合	健診ホール	1,680円
	健康増進室1	440円
	健康増進室2	420円
	健康増進室3	450円
	調理実習室	440円

※周南市・下松市・光市・田布施町の居住者が使用する場合、使用料は20%増しです。

周南市健康づくり推進課